附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表一から別表二付表までの書式は、平成三十年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

3　改正前の地方法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）別表一の書式又は地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第四十二号）附則第二項の規定その他これに類する規定（以下「改正規則附則規定」という。）によりなお従前の例によることとされる場合における地方法人税法施行規則別表一の書式により平成三十年四月一日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、前項の規定及び改正規則附則規定にかかわらず、これらの表の「（ふりがな）代表者自署押印」の欄中「自署押印」とあるのは「記名押印」とし、これらの表の「税理士署名押印」の欄については記載を要しない。

4　新規則別表三の書式は、平成三十年四月一日以後に納税義務が成立する地方法人税中間申告書に係る地方法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税については、なお従前の例による。

5　旧規則別表三の書式又は地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第四十七号）附則第二項の規定（以下「平成二十七年改正規則附則規定」という。）によりなお従前の例によることとされる場合における地方法人税法施行規則別表三の書式により平成三十年四月一日前に納税義務が成立した地方法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、前項の規定及び平成二十七年改正規則附則規定にかかわらず、これらの表の「（ふりがな）代表者自署押印」の欄中「自署押印」とあるのは「記名押印」とする。

○財務省令第三十七号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「又は第三項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第十号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第十四号中「第四十二条の十二の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同条第二十七号及び第二十八号を削り、同条第二十六号を同条第二十八号とし、同条第二十五号を同条第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この条及び第四条において「平成三十年改正法」という。）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成三十年旧措置法」という。）第四十六条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号に次のように加える。

ニ　措置法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　措置法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二の六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十二の六第二項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第三十二号中「平成二十九年改正法附則第六十七条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第四十七条の二第一項の規定　同項」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十七条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十九年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）　同条第一項」に改め、同条第三十四号中「平成二十八年改正法附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び第四条において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十八年旧措置法」という。）」に改め、同条第三十六号ニ中「附則第九十二条第八項又は第十項」を「附則第九十二条第十項」に改め、「第四十七条第一項又は」を削り、同号ホ中「附則第六十七条第七項又は第九項」を「附則第六十七条第九項」に、「第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規定」を「第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に改め、同号ヘ中「第四十二条の十二の四第一項」の下に「、第四十二条の十二の六第一項」を加え、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　平成三十年改正法附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年旧措置法第四十六条の二第一項の規定

第二条第三十七号イからハまでの規定中「へまで」を「トまで」に改め、同条第四十号を削り、同条第四十一号を同条第四十号とし、同条第四十二号から第六十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十六号中「附則第六十九条第九項又は第十一項」を「附則第六十九条第十一項」に、「第六十九号及び第七十二号」を「第六十七号及び第六十九号」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条第六十七号を同条第六十六号とし、同条第六十八号を削り、同条第六十九号を同条第六十七号とし、同条第七十号を同条第六十八号とし、同条第七十一号を削り、同条第七十二号を同条第六十九号とし、同条第七十三号を同条第七十号とし、同条第七十四号を同条第七十一号とし、同条第七十五号及び第七十六号を削り、同条第七十七号を同条第七十二号とし、同条第七十八号から第八十号までを五号ずつ繰り上げ、同条第八十一号を削り、同条第八十二号イ中「収益事業」の下に「（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）」を加え、同号を同条第七十六号とし、同条第八十三号を同条第七十七号とし、同条第八十四号から第九十四号までを六号ずつ繰り上げ、同条第八十五号中「第六十八条の十五の七